

令和4年9月28日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和4年9月26日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

令和4年度9月補正予算

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 令和4年度9月補正予算の内容【警察本部関係】 | 1 |
| 2 県有施設における光熱費等の増影響への対応について【警察本部関係】 | 2 |

議案（条例その他）

- | | |
|------------------------------|---|
| 3 損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要 | 5 |
|------------------------------|---|

1 令和4年度9月補正予算の内容【警察本部関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 警察費	198,082,591	1,236,957	199,319,548				1,236,957	
(項) 警察管理費	188,863,127	937,218	189,800,345				警察署等維持運営費 536,278 警察本部庁舎維持管理費 288,883 車両維持運営費 47,059	
(項) 警察活動費	9,219,464	299,739	9,519,203				交通信号機等維持費 297,404	
一般会計 計	198,082,591	1,236,957	199,319,548				1,236,957	

2 県有施設における光熱費等の増影響への対応について 【警察本部関係】

10款 警察費 1項 警察管理費

警察管理運営費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

警察本部庁舎等における光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 836,238千円

車両維持費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

警察車両に使用する燃料の不足分を措置する。

(3) 予算額 47,059千円

船舶維持費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

船舶に使用する燃料の不足分を措置する。

(3) 予算額 5,951千円

ヘリコプター維持費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

ヘリコプターに使用する燃料の不足分を措置する。

(3) 予算額 7,193千円

運転免許センター運営費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

運転免許センターにおける光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 40,777千円

10款 警察費 2項 警察活動費

パーキング・メーター等維持管理費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

パーキング・メーター等に使用する光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 2,335千円

交通安全施設維持管理費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

交通信号機等に使用する光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 297,404千円

3 損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要

（1）要旨

泉警察署において拳銃自殺した男性巡査の事件に係る損害賠償請求訴訟について、令和4年7月29日、横浜地方裁判所において判決言渡しがあり、精神に不調を来している可能性が認められる男性巡査に対し、拳銃を貸与した事実は神奈川県警察の安全配慮義務違反であり、男性巡査の死亡との間には因果関係があると認定された。

判決内容を慎重に検討した結果、本判決は、事実を誤認したものであると認められることから控訴したが、この控訴手続について、急施を要し専決処分を行ったので、本会議において承認を求めるものである。

（2）事案の概要

平成28年3月12日、男性巡査は泉警察署において拳銃自殺した。泉警察署員ら及び原告らからの証言でも男性巡査が精神に不調を来していた事実はなく、家族宛ての遺書についても「誰の責任でもない」旨、記載されていた。

これに対し、原告は、男性巡査が泉警察署の上司や先輩から、ハラスメントと評すべき対応を受け、ストレスを抱えている環境の中、泉警察署長及び泉警察署の管理監督者らには、警察官等けん銃使用及び取扱い規範、神奈川県警察けん銃使用及び取扱い規則に基づき、男性巡査の3月12日の勤務開始時点において、拳銃を所持した勤務に就かせない義務、「安全配慮義務」の違反があったなどと主張し、神奈川県に対し、総額5,514万8,994円の損害賠償を求め、平成30年3月12日、横浜地方裁判所に提訴した。

なお、保証金の供託手続きとして、令和4年8月1日付けで、横浜地方法務局に計5,100万円を供託している。

（3）第一審（横浜地方裁判所）の概要

ア 訴訟提起年月日 平成30年3月12日

イ 原 告 [REDACTED]

ウ 被 告 神奈川県

エ 請 求 額 5,514万8,994円

オ 判 決 の 概 要

- (ア) 判決の言渡し日 令和4年7月29日
- (イ) 判決の本文
- a 被告は、各原告に対し、2,757万4,497円及びこれに対する平成28年3月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - b 訴訟費用は被告の負担とする。
 - c この判決は仮に執行することができる。
 - d ただし、被告が各原告について、各2,550万円の担保を供するときは、被告はその原告の執行を免れることができる。

(4) 控訴年月日

令和4年8月12日 東京高等裁判所に控訴